

令和9年度滋賀県立中学校入学者選抜 配慮申請実施要領

滋賀県立中学校入学者選抜では、障害のある児童等、配慮が必要な者に対して、個々の状況に応じて検討・協議し、特別な配慮の実施可否および実施内容を決定します。具体的にどのような配慮を行うかについては、出願予定先中学校長（出願後は、出願先中学校長）が小学校長からの申し出に基づき、障害の程度や当該児童の在籍校での配慮の状況などを考慮し、県教育委員会が判断します。

1 これまでに実施した特別な配慮の主な例

- ・ 座席位置の変更
- ・ 検査場へのハンカチ等の持ち込み
- ・ 検査問題等へのルビ振り
- ・ 検査問題等の拡大
- ・ 補聴器等の補助器具の使用

2 受検上の配慮を受ける際の確認事項

（1）受検上の配慮を受ける場合は、本人・保護者等から小学校等へ相談することから始めます。

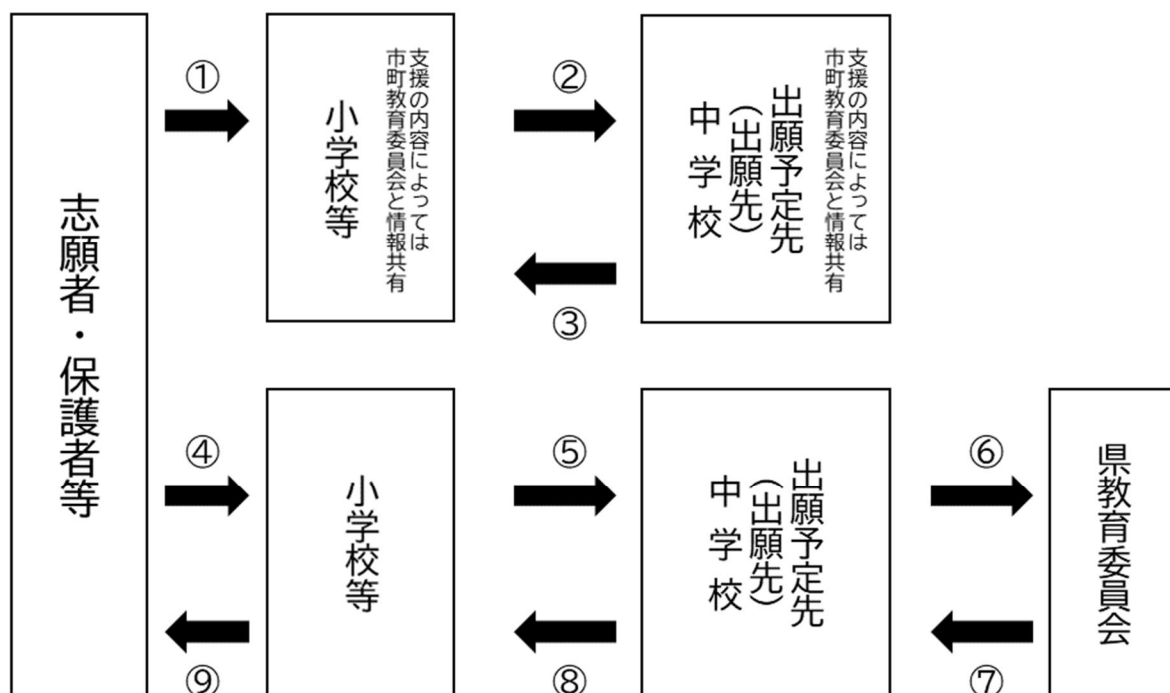
ア 小学校等の生活において日ごろから配慮を受けている児童が入学者選抜を受検する場合は、できる限り早い段階で出願予定の中学校と相談を進めてください。検査の2か月前から相談可としていますが、それ以前でも構いません。

例：病気や障害により配慮を受けている児童

個別の教育支援計画や指導計画に基づいて支援を受けている児童 等

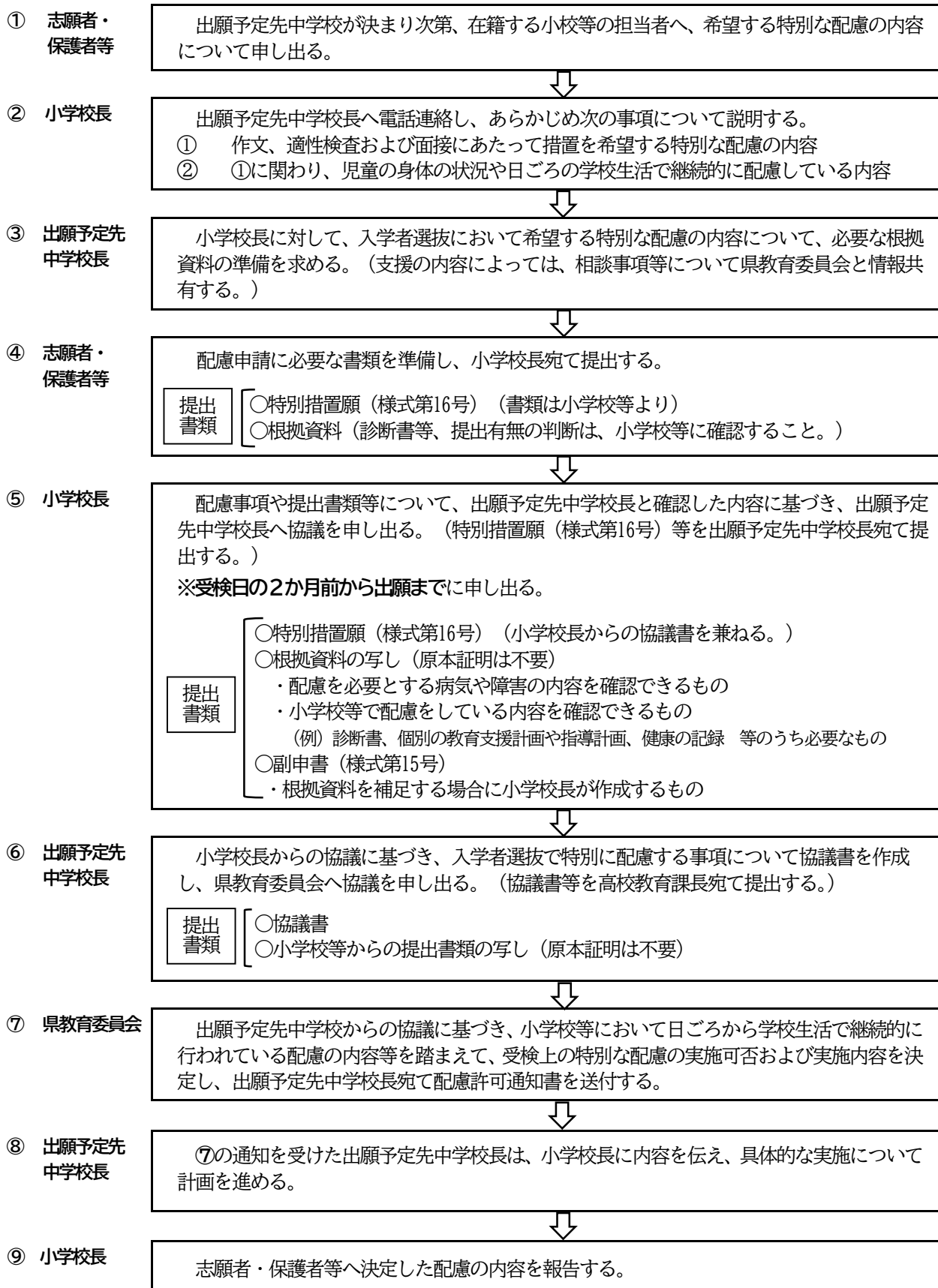
イ 一時的なけが（骨折による松葉杖の持込みと使用等）や病気（インフルエンザによる特別検査場での受検等）が出願後に判明した場合は、速やかに小学校長から出願先中学校長へ報告・相談をお願いします。

3 受検上の配慮を受ける流れ（下図の①～⑨は、次ページの①～⑨に対応しています。）



【1】あらかじめ特別な配慮を必要とする受検者の場合

- 身体障害や発達障害、病気等により、小学校等において日ごろの学校生活で継続的に配慮している場合
- けがや骨折などにより車椅子や松葉杖等を持ち込み、使用する場合や特別検査場での受検を必要とする場合 等
(直前に判明した場合は、その時点で速やかに対応する。)



【2】 検査前日に特別な配慮が必要となった受検者の場合

- インフルエンザ等の感染症に罹患またはその疑いがある場合
- 月経随伴症状等により体調不良となった場合 等
- ※ 検査日の前日までにインフルエンザ等の罹患が判明している場合は、罹患が判明した時点で、小学校長は、出願先中学校長へ連絡するとともに、配慮申請（特別検査場での受検、追検査）を行うこと。

17時までの対応（17時以降は「【3】検査当日の対応」記載のとおりとする）

（1）特別検査場での受検を希望する場合

1 志願者・保護者等→小学校等

- 志願者・保護者等は、小学校等へ次のことを伝える。
 - ①受検番号、志願者氏名、出願先中学校名
 - ②特別検査場での受検を希望する理由（診断された病名、体温、身体状況 等）
- 診断書がある場合は、小学校等へ提出する。

2 小学校長→中学校長

- 小学校長は、中学校長へ1で確認した内容を説明し特別検査場での受検について電話で協議する。

3 中学校長→高校教育課→中学校長

- 中学校長は、高校教育課へ2で確認した内容を説明し、特別検査場での受検について、電話で協議する。
- 高校教育課は、中学校長へ協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。
 - 否の場合 否の理由を説明する。

4 中学校長→小学校長

小学校等→志願者・保護者等

- 中学校長は、小学校長へ協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。当日の対応など必要事項を説明する。
 - 否の場合 否の理由を説明する。
- 小学校等は、志願者・保護者等へ協議の結果を伝える。

5 小学校長→中学校長→高校教育課

- 小学校長は「特別措置願（様式第16号）、診断書の写し（原本証明不要）、またはこれに代わる副申書（様式第15号）」を中学校長へ提出する。
- 中学校長は、小学校長から提出された書類の写し（原本証明不要）に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を中学校長へ送付する。

（3）受検を辞退して欠席する場合

※まずは電話での報告。後日受検辞退届を提出。

1 志願者・保護者等→小学校等

- 志願者・保護者等は、小学校等へ次のことを伝える。
 - ①受検番号、志願者氏名、出願先中学校名
 - ②受検を辞退する理由（私立中学校合格、急な転居 等）（体調不良、腹痛、頭痛、精神的不安 等）

2 小学校長→中学校長

- 小学校長は、中学校長へ次のことを説明する。
 - ①受検番号、志願者氏名
 - ②受検を辞退する理由（私立中学校合格、急な転居 等）（体調不良、腹痛、頭痛、精神的不安 等）
- 中学校長は、受検辞退届の提出を求める。

3 志願者・保護者等→小学校等→中学校長

- 志願者・保護者等は、速やかに受検辞退届（書類は小学校等より）を作成し、小学校等へ提出する。小学校長は受検辞退届を中学校長へ提出する。

（2）追検査を希望する場合

※診断書等が必要。電話での協議ののち、書類提出。

1 志願者・保護者等→小学校等

- 志願者・保護者等は、小学校等へ次のことを伝える。
 - ①受検番号、志願者氏名、出願先中学校名
 - ②追検査を希望する理由（診断された病名、体温、身体状況 等）

- 次の書類を準備し、小学校等へ提出する。
 - 診断書、追検査受検願（様式第11号）（書類は小学校等より）

※病院未受診の場合は、速やかに受診し、医師の診断書を準備する。

※診断書が準備できない場合は、体温や身体状況を小学校等へ説明する。

2 小学校長→中学校長

- 小学校長は、中学校長へ1で確認した内容を説明し、追検査での受検について電話で協議する。

3 中学校長→高校教育課→中学校長

- 中学校長は、小学校長からの協議内容に基づき、電話にて高校教育課と協議する。
- 高校教育課は、中学校長へ協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。
 - 否の場合 否の理由を説明する。

4 中学校長→小学校長

小学校等→志願者・保護者等

- 中学校長は、小学校長へ協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。
 - 否の場合 否の理由を説明する。
- 小学校等は、志願者・保護者等へ協議の結果を伝える。

5 小学校長→中学校長

- 小学校長は「追検査受検願（様式第11号）、診断書の写し（原本証明不要）」を令和9年1月12日（火）から13日（水）の原則午後3時までに中学校長へ提出する。

6 中学校長→高校教育課

- 中学校長は、5で受理した書類の写し（原本証明不要）に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を中学校長へ送付する。

【3】 検査当日に特別な配慮が必要となった受検者の場合 ※中学校とのやり取りは保護者等が行う

- 急な高熱やインフルエンザ等の感染症の症状またはその疑いがある場合
- 月経随伴症状等により体調不良となった場合
- 公共交通機関の事故等による遅れにより、検査に間に合わない場合 等
(原則として、遅れた時間等により、特別検査場での受検か、追検査での受検かを中学校が判断する)

当日の対応

(1) 特別検査場での受検を希望する場合

1 志願者・保護者等→中学校→志願者・保護者等

- 志願者・保護者等は、中学校へ次のことを伝える。
 - ① 受検番号、志願者氏名、小学校等名
 - ② 特別検査場での受検を希望する理由
(診断された病名、体温、身体状況 等)
- 中学校は、志願者・保護者等へ協議の可否を伝える。
可の場合 当日の対応など、必要事項を説明する。
否の場合 否の理由を説明する。

2 志願者・保護者等→小学校等

- 志願者・保護者等は、特別検査場で受検したことを週明けに小学校等へ報告する。

(3) 受検を辞退して欠席する場合

※まずは電話での報告。後日受検辞退届を提出。

1 志願者・保護者等→中学校→志願者・保護者等

- 中学校へ次のことを伝える。
 - ① 受検番号、志願者氏名、小学校等名
 - ② 受検を辞退する理由
(体調不良、腹痛、頭痛、精神的不安 等)
- 中学校は、志願者・保護者等へ受検辞退届の提出を求める。
- 中学校長は、週明けに小学校長へ受検辞退届の提出を求める。

2 志願者・保護者等→小学校等→中学校

- 志願者・保護者等は、受検を辞退したことを週明けに小学校等へ報告し、速やかに受検辞退届(書類は小学校等より)を作成し、小学校等へ提出する。
- 小学校長は受検辞退届を中学校長へ提出する。

(2) 追検査を希望する場合

※診断書等が必要。電話での協議ののち、書類提出。

1 志願者・保護者等→中学校

- 志願者・保護者等は、中学校へ次のことを伝える。
 - ① 受検番号、志願者氏名、小学校等名
 - ② 追検査を希望する理由
(診断された病名、体温、身体状況 等)
- 次の書類を準備し、小学校等へ後日提出する。
診断書、追検査受検願(様式第11号)(書類は小学校等より)
※病院未受診の場合は、速やかに受診し、医師の診断書を準備する。
※診断書が準備できない場合は、体温や身体状況を小学校等へ説明する。

2 中学校長→高校教育課→中学校長

- 中学校長は、追検査での受検について、電話にて高校教育課と協議する。
- 高校教育課は、中学校長へ協議の可否を伝える。
可の場合 書類の提出を求める。
否の場合 否の理由を説明する。

3 中学校→志願者・保護者等 中学校長→小学校長

- 中学校は、志願者・保護者等へ協議の可否を伝える。
可の場合 書類の提出を求める。
否の場合 否の理由を説明する。
- 中学校長は、週明けに小学校長へ協議の結果を伝える。

4 志願者・保護者等→小学校等

- 志願者・保護者等は、週明けに追検査を受検することを小学校等へ報告する。
- 診断書、追検査受検願(様式第11号)を小学校等へ提出する。

5 小学校長→中学校長

- 小学校長は「追検査受検願(様式第11号)、診断書の写し(原本証明不要)」を令和9年1月12日(火)から13日(水)の原則午後3時までに中学校長へ提出する。

6 中学校長→高校教育課

- 中学校長は、5で受理した書類の写し(原本証明不要)に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を中学校長へ送付する。